

地域包括支援センター業務を委託された法人の変更について

酒田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第 2 条第 1 項第 1 号イにおいて、協議会の所掌事務として、「センターの業務を委託された法人の変更」が謳われており、現在業務を委託している法人から法人変更の申し入れがあったためお諮りするものです。

1 変更する地域包括支援センター

酒田市地域包括支援センターほくぶ

2 法人の変更について

【旧】医療法人 宏友会 → 【新】社会福祉法人 本楯たちばな会

3 変更の理由

医療法人宏友会の全事業を、同一理事長である社会福祉法人本楯たちばな会へ事業譲渡するため

4 変更月日

令和 8 年 4 月 1 日

5 新法人の概要

法人の概要	法人の名称	社会福祉法人 本楯たちばな会
	法人の主たる事業所の所在地	山形県酒田市豊原字大坪 3 7 番地
	法人の代表者	理事長 矢島 恭一
	法人の設立年月日	2000/8/28
	主な事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 軽費老人ホーム・ 特定施設入居者生活介護・ 保育園・ 放課後児童健全育成事業